

参考資料

令和4年第3回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その13）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その13)

議案第 92 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	1
----------	-------------------	---

< 議案第92号 堺市手数料条例の一部を改正する条例 >

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料）</p> <p>第34条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。</p> <p>(1) 法第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定申請手数料 1件 3,453,000円以内において規則で定める額</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料）</p> <p>第34条の5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料）</p> <p>第34条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。</p> <p>(1) 法第5条第1項から第7項までの規定に基づく認定申請手数料 1件 3,453,000円以内において規則で定める額</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料）</p> <p>第34条の5 (略)</p> <p><u>（マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料）</u></p> <p><u>第34条の6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</u></p> <p><u>(1) 法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定又は法第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新に係る認定申請手数料</u></p>

ア 法第91条のマンション管理適正化推進センターが法第5条の4各号に掲げる基準（同条第4号の都道府県等マンション管理適正化指針に係るものを除く。）に適合すると認めた管理計画に係る認定 当該管理計画に係る長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下この条において「省令」という。）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この条において同じ。）の数が1である場合にあっては6,500円、2以上である場合にあっては6,500円に1を超える長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額

イ その他の管理計画に係る認定 当該管理計画に係る長期修繕計画の数が1である場合にあっては30,400円、2以上である場合にあっては30,400円に1を超える長期修繕計画の数に17,100円を乗じて得た額を加算した額

(2) 法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定に係る認定申請手数料

ア 当該管理計画に係る規約（省令第1条の2第1項第1号に規定する規約をいう。以下この号において同じ。）を変更する場合における認定 変更する規約の数が1である場合にあっては4,700円、2以上である場合にあっては4,700円に1を超える規約の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額

イ 当該管理計画に係る長期修繕計画を変更する場合における認定 変更する長期修繕計画の数が1である場合にあっては10,6

(都市計画法関係手数料)

第35条 (略)

(その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る手数料)

第40条 その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1)～(13) (略)

(新設)

(14) (略)

2 (略)

00円、2以上である場合にあつては10,600円に1を超える長期修繕計画の数に5,300円を乗じて得た額を加算した額

(都市計画法関係手数料)

第35条 (略)

(その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る手数料)

第40条 その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1)～(13) (略)

(14) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3第1項、第5条の6第1項又は第5条の7第1項の規定に基づく認定に係る証明手数料 1件 200円

(15) (略)

2 (略)

令和4年第3回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その13）

令和4年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-22-0076

